

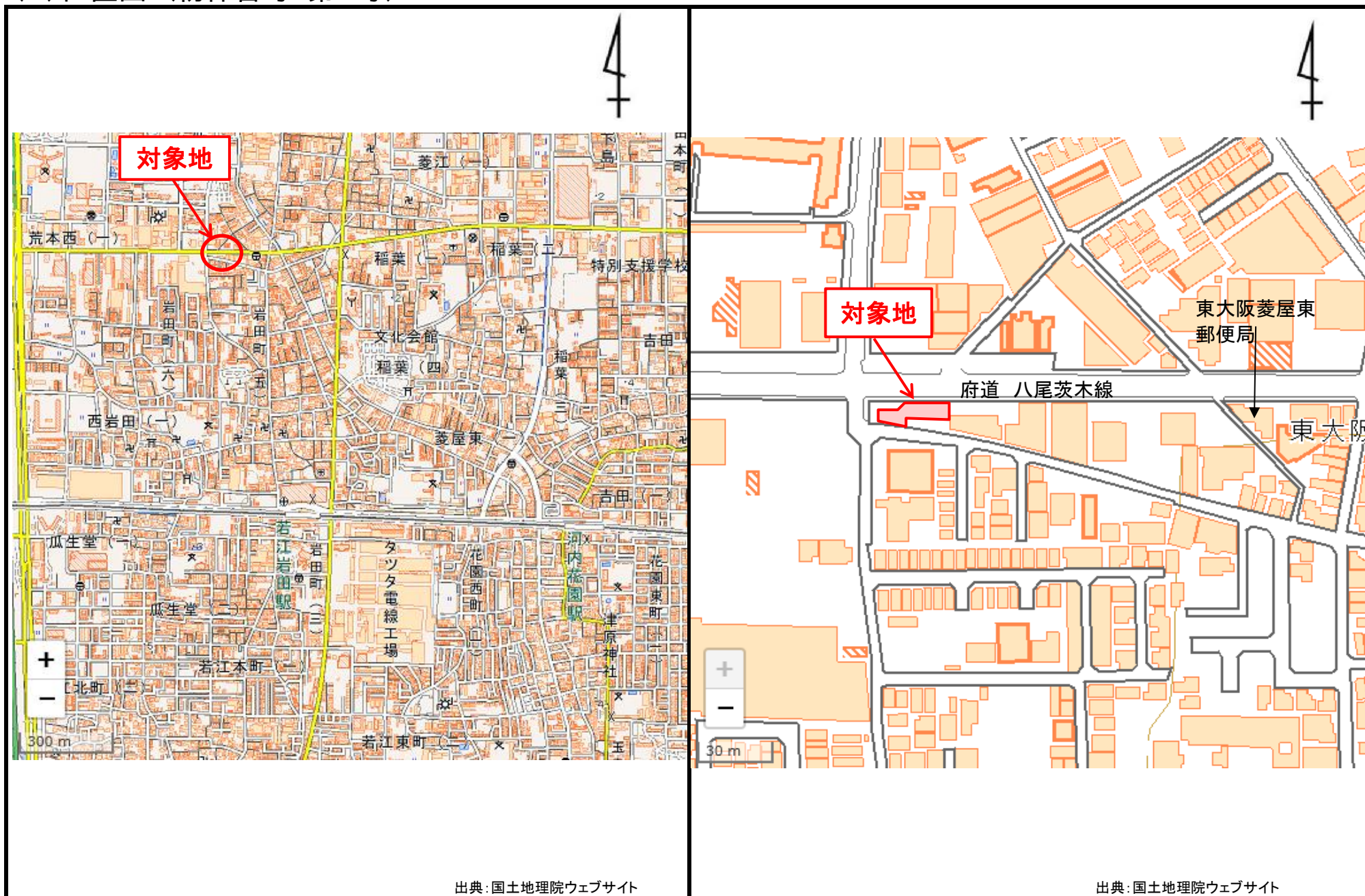
物 件 明 細

物件番号	所在地	東大阪市菱屋東二丁目600番外3筆の一部 (東大阪市菱屋東二丁目15番付近)	地目	宅地	交通機関	近鉄奈良線 若江岩田駅 北西 約 850m	最低使用料 (年額)	956,900円/年						
2	(住居表示)													
土地の概要					特記事項									
面積	使用許可対象面積				225.11 m ²									
接面道路の状況	北側：府道・幅員約 13.1m・舗装有・高低差無 西側：市道・幅員約 6.2m・舗装有・高低差無 南側：市道・幅員約 4.5～5.1m・舗装有・高低差無				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 対象地への車両等の出入りについては、大阪府八尾土木事務所及び大阪府河内警察署と協議し許可を得てください。なお、対象地の車両の出入口は北側の府道部分(交差点付近は不可)のみとします。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府八尾土木事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 大阪府河内警察署 交通課 電話 072-965-1234(代)</p> <p>3 対象地の東側は店舗等への通路となっており歩行者等の出入りがあります。また、南側には一部隣接地があり車両等の出入りがあります。そのため、東側のフェンス(付属設備含む。)及び隣接地に接する南側のフェンスは撤去できません。なお、西側交差点付近のフェンスを撤去する場合は、車止め等の安全対策を講じてください。</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、東大阪市と協議してください。 (お問い合わせ先) 東大阪市上下水道局 下水道部 排水設備課 電話 06-4309-3249</p> <p>5 対象地の上空には、対象地内の電柱から東西に向かう架線があります。また、対象地の南西角には、対象地外の電線から南北に向かう架線がかかっています。なお、架線の地面からの高さは最も低い箇所です約5.5mです。</p> <p>6 対象地及び対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。対象地内の電柱には防護施設を設置してください。</p> <p>7 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て使用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 関西電力株式会社(コールセンター) 電話 0800-777-8810</p>									
法令に基づく制限	市街化区域内													
	都市計画法	用途地域	第二種住居地域											
		地域地区	—											
		建ぺい率	60%	容積率						200%				
その他	・都市計画法(都市計画道路大阪枚岡線区域内)													
その他条件														
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号										
		対象地周辺	対象地内											
	公営水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局水道施設部 施設整備課 06-6724-1221(代)										
		有	無											
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)(コールセンター) 0800-777-8810										
		有	無											
都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141											
	有	有												
公共下水道	本管	引込管	東大阪市上下水道局下水道部 下水道維持管理課 06-4309-3254											
	有	有												

特記事項

- 8 対象地南部付近に直径25mm～32mmのガス導管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス株式会社にお問合せください。
(お問い合わせ先)
大阪ガス株式会社 導管情報センター 電話 06-6202-2141
- 9 対象地にはマンホールが一箇所設けられており、地下には東大阪市の下水道引込管が埋設されています。これらの維持管理等のため、対象地に東大阪市の職員又は東大阪市の受注業者が立ち入ることがあります。そのため、マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に要する費用は全て使用者の負担となります。
また、使用者においてそれら下水道施設の構造上の不具合等を発見した場合は、ただちに東大阪市に連絡してください。
使用者の使用により、下水道施設を破損した場合は、東大阪市の指示のもと、使用者において当該施設の原形復旧をしてください。
(お問い合わせ先)
東大阪市上下水道局下水道部 下水道維持管理課 電話 06-4309-3254
- 10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

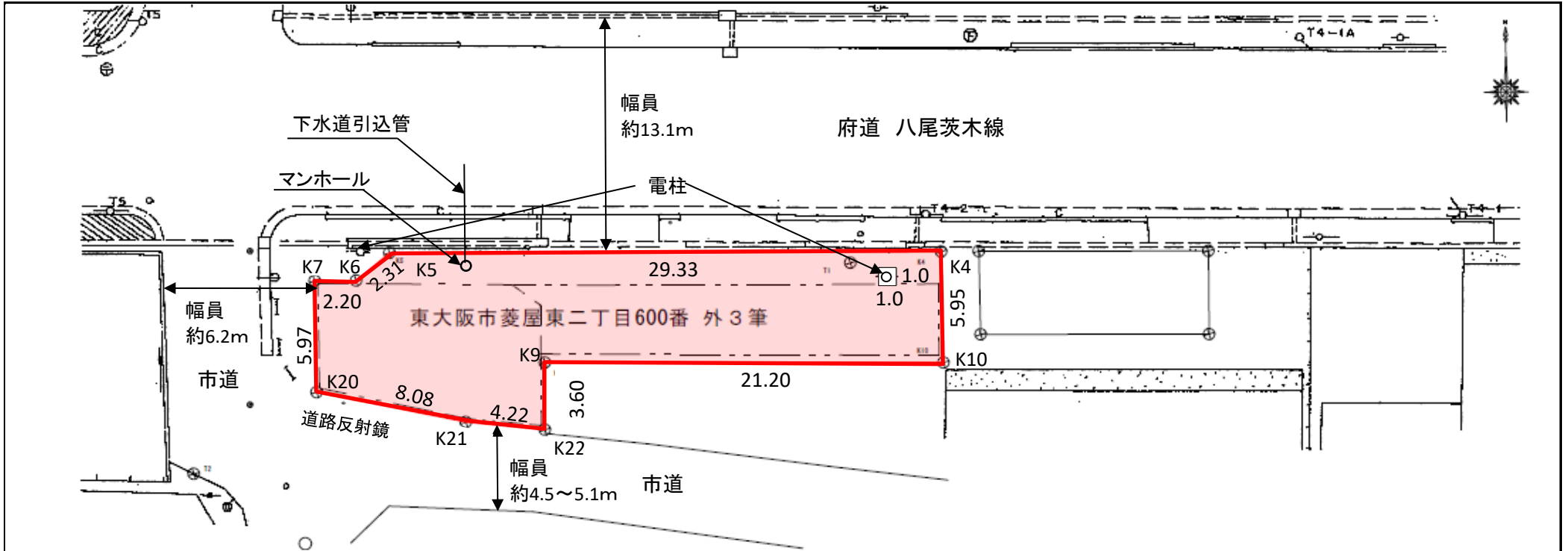
(1)位置図 (物件番号:第2号)



出典: 国土地理院ウェブサイト

出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第2号)



求積表

測点	X	Y
K4	95.222	99.078
K5	123.146	108.080
K6	125.294	107.219
K7	127.398	107.881
K20	129.139	102.165
K21	122.099	98.183
K22	118.228	96.494
K9	117.112	99.925
K10	96.942	93.377
倍積	452.230599	
面積	226.1152995	地積 226.11 m ²

控除面積 $1.0 \times 1.0 = 1.0\text{m}^2$ (電柱の周囲)
 使用許可対象面積 $226.11 - 1.0 = 225.11\text{m}^2$

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和元年7月24日
縮尺	S = 1 / 300
事業者名	大阪府